

夕張市福祉有償運送に係る使用車両及び運転者要件のガイドライン

使用車両

1. 寝台車(車内に寝台(ストレッチャー)を固定する設備を有する自動車)
2. 車いす車(車いす利用者が車いすのまま車内に乗り込むことが可能な自動車であってスロープ又はリフト付きの自動車)
3. 兼用車(ストレッチャー及び車いす双方に対応した自動車)
4. 回転シート車(回転シート(リフトアップシートを含む。)を備える自動車)
5. セダン等(貨物運送の用に供する自動車を除く。)

セダン等については、人工透析患者、知的障害者、精神障害者のみを該当とする。

運転手の要件

1. 第二種免許を受けており、かつ、その効力が停止されていない者。又は、第一種免許を受けており、かつ、その効力が過去2年以内において停止されていない者であって、次に掲げる要件のいずれかを備える者

国土交通大臣が認定する福祉有償運送運転者講習等を修了している者

上記に掲げる要件に準ずるものとして国土交通大臣が認める要件を備えていること

2. 福祉自動車以外の自動車(セダン型車両)を使用して行う場合には、上記に規定する要件のほか、次に掲げる要件を備える運転手、又は次に掲げる要件を備える者を乗務させなければならない。

社会福祉士及び介護福祉士法第42条第1項の介護福祉士の登録を受けていること

国土交通大臣が認定する講習を受けていること

その他前号に掲げる条件に準ずるものとして国土交通大臣が認める要件を満たしていること

備考

1 - は現在、北海道移送・移動サービス連絡会(STネット北海道)、有限会社グローリーワークが登録されている。

1 - は社団法人全国乗用自動車連合会等が行うケアサービス従事者研修を受講したもの。

2 - は現在、北海道移送・移動サービス連絡会(STネット北海道)、有限会社グローリーワークが登録されている。

2 -

- (1) 社団法人全国乗用自動車連合会等が行うケアサービス従事者研修を受講したもの。
- (2) 訪問介護に関する1～3級課程
- (3) 居宅介護従事者研修を修了したもの
- (4) 重度訪問介護従事者養成研修を修了したもの
- (5) 行動援護従事者養成研修を修了したもの